

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年6月3日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500018号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500005号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年3月20日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成18年3月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年3月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年3月20日

年金記録を確認したところ、平成18年3月20日にA社から支払われた賞与が記録されていない。請求期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社が提出した請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料及び請求者名義の預金口座に係る取引明細表により、請求者は、請求期間において、標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500013号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500006号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年9月1日から平成24年9月1日までの標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

平成23年9月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年9月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年9月1日から平成24年9月1日まで

請求期間は、A社に勤務しており、取締役営業部長であった。B厚生年金基金からA社に対して、当該期間の標準報酬月額の確認依頼があり、同厚生年金基金の記録と相違していることが判明した。請求期間について、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、請求期間において、標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った届出を行い、請求内容どおりの標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500056 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500003 号

## 第 1 結論

昭和 45 年 7 月から昭和 50 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 7 月から昭和 50 年 9 月まで

私は、母親から私の将来に備え国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していると聞いていたが、国の記録では、国民年金に未加入とされている。

今回、昭和 45 年当時に母親が住んでいた A 町（現在は、B 市）C 地区において国民年金保険料を集金していた方に会い、集金方法が明らかになったので、母は集金により納付していたのではないかと思う。

母親の思いを無駄にしないためにも、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする請求者の母親については、国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、請求者の母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、B 市が提出した A 町 C 地区の昭和 47 年度から昭和 52 年度までの納付組織の国民年金収納簿及び同地区の納付組織の班長を務めたとする二人の証言により、時期は不明であるものの、納付組織において、集金による国民年金保険料の収納が行われていたことが確認できる。

しかしながら、請求者は、A 町に居住する請求者の母親が国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、同町を管轄する日本年金機構 D 事務センターが提出した国民年金手帳記号番号払出簿の写しを調査しても、請求期間において請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができない。

また、請求者は、請求期間及びその直後の期間において、A 町の他に E 市及び F 市に居住したと陳述していることから、E 市を管轄する日本年金機構 G 事務センター及び F 市を管轄する同機構 H 事務センターに照会したが、請求期間において請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は高齢のため、保険料の納付等についての具体的な状況を聴取することができない上、請求者の両親と昭和 52 年 4 月頃から昭和 53 年 9 月頃まで同居していたとする請求者の次姉及び前述の元班長二人に聴取しても、請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について、具体的な陳述を得ることはできない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500007号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500004号

## 第1 結論

昭和54年9月から昭和55年3月までの請求期間及び昭和55年10月から昭和56年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年9月から昭和55年3月まで  
② 昭和55年10月から昭和56年12月まで

私は、請求期間を含む昭和54年5月から昭和57年3月までの期間において、仕事の都合でA町やB市の交通が不便な場所に居住しており、国民年金保険料を自分で納付する場所に出向くことができなかった。そこで、C市の実家に帰る度に、国民年金保険料相当額を母親に渡し、母親がC市役所の窓口で定期的に保険料を納付してくれていた。しかしながら、当該期間のうち請求期間が国民年金の未納期間とされているため、当該期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む昭和54年5月から昭和57年3月までの期間に係る国民年金保険料については、請求者の母親が定期的にC市役所の窓口で納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿によると、昭和54年5月から同年8月までの期間は過年度納付されていること、昭和55年4月から同年9月までの期間はA町において現年度納付されていること及び昭和57年1月から同年3月までの期間は過年度納付されていることがそれぞれ確認できることから、請求者の主張と当該事実は符合しない。

また、請求期間①については、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和55年8月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点で、当該期間については過年度となり、制度上、請求者の母親がC市役所の窓口で過年度保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求者の母親が請求者の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、請求者は、国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、請求者の母親については既に他界しその証言を得ることができず、請求者の請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

加えて、請求者及びその母親が、請求期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500033号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500003号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月1日から昭和51年10月頃まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた請求期間について、加入記録がない旨回答を受けた。同社を退職する際に経理担当者から事務所に呼ばれ、年金の手続きをしてあげようかと言われたことを記憶しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間当時の事業主の陳述から、期間の特定はできないものの、請求者がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の元事業主は、請求期間においてA社は、厚生年金保険の適用に係る届出を行っていなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨陳述しているところ、適用事業所名簿を確認したが、請求期間に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求者はA社を退職した際に経理担当者から年金の手続きに関する説明を受けた旨主張しているが、元事業主は当時の経理担当者は死亡している上、詳細は不明である旨陳述しており、請求者の申出内容について、具体的に確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500048 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500004 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から昭和 47 年 11 月 1 日まで

私は、請求期間において、B 市にあった A 社に営業職として勤務していたが、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がないことが分かった。同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間における勤務実態に係る陳述を得ることができない。

また、当時の事業主の家族は、事業主は聴取が困難であり、関連資料も保管されていない旨回答しており、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の被保険者原票では、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番はない。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により、請求者は、請求期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。